

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

対象期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

1. 派遣労働者の数 1 人

2. 派遣先の数 1 社

3. マージン率 32.3%

※ マージンの中には福利厚生費・法定福利費・研修教育費・会社維持費などが含まれます。

4. 教育訓練に関する事項

- ①ビジネスマナー研修
- ②守秘義務研修
- ③スキルアップ研修

5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額

28,202 円（1 日 8 時間換算）

6. 派遣労働者の賃金の額の平均額

19,098 円（1 日 8 時間換算）

7. 労使協定締結の有無

労使協定の締結無し

8. その他

福利厚生に関する事項

- ①各種社会保険（労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険）
- ②定期健康診断受診
- ③慶弔見舞金
- ④特別休暇
- ⑤表彰制度
- ⑥予防接種助成